

訓練飛行に係る空港使用届

年 月 日

北 海 道 知 事 様

住 所

氏名又は名称

次のとおり空港設備を使用したいので、届け出ます。

| | |
|-------------------|---|
| 使用する空港名 | 中標津空港 |
| 使用する設備 | <input type="checkbox"/> 滑走路 |
| 使用する航空機の型式及び登録番号 | |
| 最大離陸重量 | |
| 使用日時 | 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで |
| 訓練内容 | <input type="checkbox"/> タッチアンドゴー (回) <input type="checkbox"/> ローアプローチ (回) |
| 空港設備使用において遵守すべき事項 | 1 法令違反その他空港管理上の支障が無いように使用すること。 <input type="checkbox"/> 2 申請者（法人の場合にあつては代表者）が、空港を使用した行為により、禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。 <input type="checkbox"/> 3 航空保険（第三者賠償責任保険）に加入していること。 <input type="checkbox"/> |
| その他参考事項 | ※（ 月 日付け届出の変更） （変更事由） |

- 「空港設備使用において遵守すべき事項」欄は、同意する場合は□内に印をつけること。ただし、3については自家用航空機を使用する場合に限る。（官公庁等による使用及び緊急時等のやむを得ない理由により着陸する場合を除く。）。
- 「空港設備使用において遵守すべき事項」欄の3に同意する場合、保険証券の写しを提出すること（すでに提出している場合は、この限りではない）。
- タッチアンドゴーとは、滑走路へと着陸した後、続いて離陸体勢を取り、再度加速し滑走路を離陸する訓練飛行のこと。
- ローアプローチとは、滑走路へと着陸せず直上を飛行し、そのまま離脱する訓練飛行のこと。
- 訓練飛行のうちタッチアンドゴー及びローアプローチ以外については、北海道空港条例に基づき使用届を提出すること。
- 使用可否及び使用日時等については、事前に空港管理事務所へ連絡して調整すること。
- 指定された電子メールアドレスへ送信することにより、書面提出を省略することができる。